

各局・区・室長 様

財 政 局 長
(財政部財政調整課)

平成 31 年度予算の執行について（通知）

福岡市の財政については、社会保障関係費が引き続き増加するなど、依然として楽観できる状況にはありません。

このような財政状況にあっても、平成 31 年度予算については、市債残高の縮減など財政規律を保ちつつ、「都市の成長」と「生活の質の向上」の好循環を確固たるものとするために必要な予算を確保し、福岡市を次のステージへと飛躍させるチャレンジを着実に進めるための予算を編成したところです。

平成 31 年度予算の執行に当たっては、こうした状況を十分に踏まえ、各事業の目的に沿った成果が最大限に発揮されるよう着実に取組みを進めるとともに、財政運営プランの取組みの方向性を踏まえ、コスト意識を持って自主的・自発的な不断の改善に努めるほか、下記事項に留意の上、予算を計画的・効率的に執行してください。

記

1 歳入について

- (1) 年度当初から計画的な執行に努め、法令等に従い、適切な時期に適正な収入をするよう努めること。
- (2) 市債については、将来世代へ過度な負担を残さないよう、財政運営プランの取組みの方向性を踏まえ、毎年度の発行額を抑制し、長期的な市債残高の縮減に取り組むこととしていることから、必要最小限の活用にとどめること。
- (3) 国県支出金については、国、県にその必要性を十分に説明し確実な確保を図るとともに、事業の進捗に応じて早期収入に努めること。なお、補助負担制度の変更等に留意し、超過負担の解消に努めること。
- (4) 国庫補助事業等において、国からの内示減等があった場合には、安易に一般財源や市債への振替えを行うことなく、今年度に予算を執行する必要性について十分吟味するとともに、やむを得ず一般財源等への振替えが必要な場合は、予め財政局と協議すること。

また、追加内示等があった際には、事業の全体スケジュールも踏まえ、今年度における事業実施の必要性について十分吟味し、増額補正が必要と考えられる場合には、速やかに財政局と協議すること。

- (5) 市税，使用料などについては，収入率の向上を図ることが財源確保のためにも，また，負担の公平性・公正性を確保するためにも極めて重要であることから，これまでも増して収納対策を積極的に講じ，客体の完全な捕そくと収入率の一層の向上に努めること。
- (6) 保有資産については，事業の廃止，施設の建替えなどに伴い，一定の役割を終えたものについては，行政用途を廃止し，売却・貸付による有効活用を図り，また，行政用途のある場合でも事業化までに一定期間が見込まれる場合には，積極的に貸付に取り組み，その有効活用に努めること。
- また，寄付金については，対象事業への共感・賛同を得られるよう積極的なPRを行い，確保に努めること。

2 歳出について

- (1) 施策・事業の実施に当たっては，市民ニーズを的確に把握するとともに，予算の範囲内で事業の目的に沿った成果が最大限に発揮されるよう，各局・区の権限と責任において，効果的・効率的な予算の執行を図ること。
- 特に，次年度の事業展開につながる調査やモデル事業等に係る予算については，次年度予算編成にその結果を着実に反映できるよう，計画的な執行を行うこと。
- (2) 効率的・効果的な事業への見直しなどに引き続き取り組むとともに，将来にわたり持続可能な事業構築に向けて，行政コストの縮減や行政運営の効率化に向けた不断の改善を図ること。
- (3) 補助金については，福岡市補助金交付規則及び福岡市補助金ガイドラインの内容を踏まえ，適切な支出を行うとともに，効果の検証やより効果の高い仕組みへの改革などを引き続き進めること。
- (4) 公共施設の維持管理・更新等については，施設の長寿命化や財政負担の軽減・平準化等に計画的に取り組む，長期的な観点から施設に要する費用の縮減を図ること。特に，大規模施設の建替え等に当たっては，PFIをはじめとしたPPPの活用を積極的に検討すること。
- また，公共施設等の建設等に伴う財産の取得や用途廃止等に伴う財産の売却・貸付などの検討に当たっては，その発案段階から財産有効活用部と事前に協議すること。
- さらに，市有建築物の整備に当たっては，基本構想や基本計画の発案段階から，今後の進め方や検討事項について，アセットマネジメント推進部と事前に協議すること。
- (5) 投資的経費については，投資効果，関連歳入，工期及び関連事業等を十分勘案し，計画的な執行を図り，事業の繰越しは抑制すること。
- 特に，用地取得等の遅れに伴い繰越しとなる場合が見受けられることから，用地の取得期間も含めた全体執行計画のもと，適正な工期設定を行うこと。
- また，地場中小企業が地域経済の下支え，さらには雇用の確保という面において大きな役割を果たしていること等を踏まえ，工事等の発注に際しては，地場中小企業の受注機会の積極的な確保に努めるとともに，早期発注等に積極的に取り組むこと。

(6) 消費的経費については、年間を通じて適切な執行に努め、年度途中における状況の変化にも十分対処できるよう配慮すること。

特に、賃金、旅費、印刷消耗品費等の物件費については、執行方法の効率化などにより可能な限りの節減に努めるとともに、年度途中の社会情勢の変化等にも柔軟に対処できるよう、経費の計画的執行に努めること。

(7) 近年の資金需要の増大を踏まえ、補助金、負担金及び貸付金については、従来の支出方法にとらわれることなく、交付先等の資金の必要性を的確に把握し、必要な時期に所要額を支出すること。

(8) 事務事業の執行にあたり、新たな契約・協定等を締結する際には、適正な履行を確保しつつ、将来の紛争を未然に予防するため、契約内容や条件等を十分吟味し、関係局とも協議のうえ締結すること。

(9) 市民の負託による行政運営という基本に鑑み、経費支出の点検等を行うとともに、法令等の規定に従い適正に執行すること。

3 補正予算について

福岡市の財政状況や市債の状況に鑑み、真に緊急を要する事業以外は、補正予算の見積もりを厳に抑制すること。

また、国の施策等の動向については、各局・室において積極的に情報を収集し、適切に対応すること。

4 予算の流用について

予算費目については、各局の事業計画に即して経費の費目充当を行ったことから、予算の流用は必要最小限にとどめるものとするが、執行段階におけるやむを得ない事情の変更や、より効果的・効率的な事業手法に対応するための費目変更などについては、実情を把握した上、弾力的に対応を行うこととする。

5 予算関係の合議等について

予算及び決算規則第 24 条の規定に基づく財政局長への合議については、特に以下の事項に留意すること。

(1) 予算に関連する主要な事務事業の基本構想、基本計画等の策定及びその変更に関する事項については、適切な時期に合議を行うこと。

(2) 施設建設に係る基本構想、基本計画、基本・実施設計委託等については、発注時、中間時、完成時等、適切な時期に合議を行うこと。

(3) 予算に関連する事務事業の各種審議会に対する諮問に関する事項については、適切な時期に合議を行うこと。

【問い合わせ先】

財政局財政部財政調整課

担当：松田，鐘ヶ江

TEL：711-4166（内線 1511）